

一般社団法人日本ロボット学会代議員選挙規程

2011年11月15日理事会制定

(目的)

第1条 この規程は一般社団法人日本ロボット学会として代議員を選出するために必要な事項について定めるものとする。

(選挙)

第2条 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。

(選挙管理委員会)

第3条 代議員選挙実施に必要な事務は、理事会の選出した3名よりなる選挙管理委員会が行う。3名の内訳は、委員長1名、その他の委員2名とする。委員長は互選により選任する。

(代議員の定数)

第4条 理事会は定款の定める範囲内で代議員の定数を定める。

(候補者の決定)

第5条 選挙管理委員会は、選任すべき代議員の候補者を、別に定める規程に則って決定する。

(投票)

第6条 投票は、正会員が郵送された所定投票用紙に所要事項を記入し返送することによって行う。

2 投票は、次の条件をすべて満たした場合に有効とする。

- (1) 賛成者数が全投票数の $3/4$ を下回らないこと
- (2) 反対者数が正会員数の $1/5$ を上回らないこと
- (3) 賛成者数が正会員数の $1/5$ を下回らないこと

(理事会への報告)

第7条 選挙管理委員長は、投票結果をすみやかに理事会に報告しなければならない。報告は文書によってもよい。

(例外処理)

第8条 この規程および関連規程等に定めない事態が生じたとき、選挙管理委員会は関連する規程等の主旨を尊重して適切な処置をとることができる。ただし事前または事後に理事会へ報告しその了承を得なければならない。

(正会員への報告)

第9条 理事会は、代議員決定後すみやかに正会員に結果を報告しなければならない。報告は7日以内に日本ロボット学会のホームページに掲載するものとする。なお、当該報告を代議員選挙の終了と取り扱うものとする。

(担当理事)

第10条 本規程および関連規程等に関し、選挙管理委員会の発足その他について主に庶務担当理事が発議の任に当たる。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、庶務理事が提案し理事会の承認を得て行う。

附 則

1. 本規程は、2011年11月15日より実施する。